

平成21年6月10日

加工施設及び再処理施設に係る溶接方法の認可について

(日立造船株式会社舞鶴工場)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の4第2項及び第46条の2第2項の規定に基づき、日立造船株式会社舞鶴工場から申請のあった加工施設及び再処理施設に係る溶接方法を認可しましたので、お知らせします。

1. 事業所及び施設の名称
日立造船株式会社舞鶴工場
2. 申請日
平成21年4月23日
3. 認可日
平成21年6月9日
4. 認可の概要
溶接設備、溶接施行方法及び溶接士の認可

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長 石井 康彦

担当者：宮脇、新岡

電話：03-3501-1511(内線 4891~6)

03-3501-3512(直通)